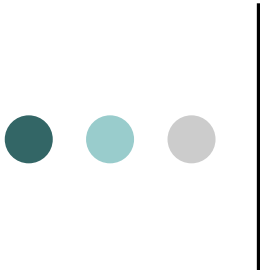




# 住民と行政の協働による まちづくりを目指して

菊 陽 町

協働の仕組みづくり検討委員会



# 協働の仕組み策定の背景

- 1 第4期菊陽町総合計画の将来像である  
「人・緑・元気 輝く 生活創造都市」  
を目指すための3つの基本方向の一つに  
「パートナーシップによるまちづくり」  
を掲げ、住民参加のシステムを構築するために、
- 2 「第三次菊陽町行財政改革大綱」（平成17年に策定）で  
住民と行政の協働による効率的で効果的かつ透明性の高い  
行政経営の実現のために、

**「自治基本条例」の制定を目指す**

# 協働の仕組み策定の背景

## 地方分権の進展

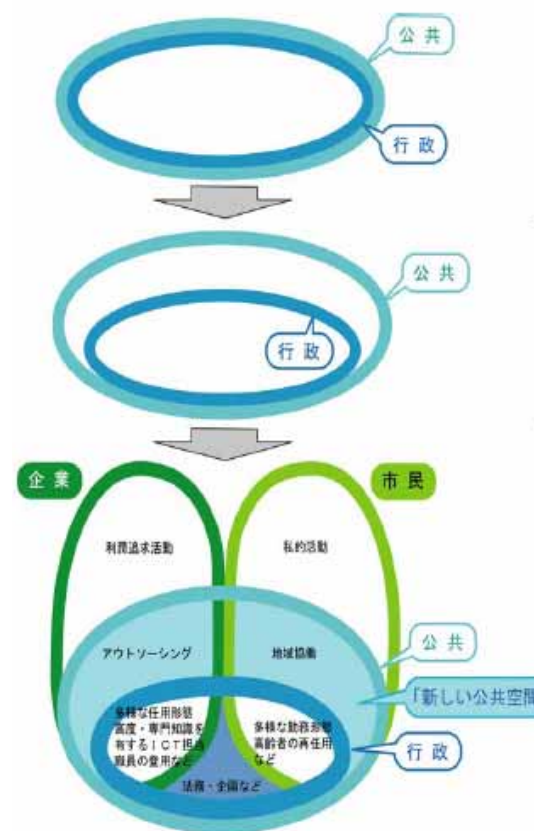
地域の行政は地域の住民が自ら決定し、その責任も自らが負うという、自己決定、自己責任が原則

## 住民ニーズの多様化

「公共」の範囲の拡大



「新しい公共空間」の形成



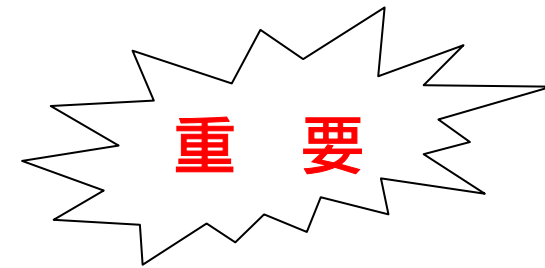
**住民と行政の協働による地域社会を築くことが重要**



# 協働の仕組み策定の背景

地方分権の進展  
住民ニーズの多様化  
大規模宅地開発や企業進出に伴う急激な人口増  
(地域コミュニティの育成)

情報の共有  
住民参加  
協働



住民参加条例

自治基本条例 へ

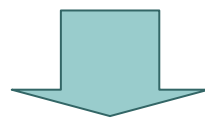


# 協働の仕組みづくりへの取組み

平成19年度 住民ワークショップ（住民の立場）

平成20年度 コミュニティ検討委員会（地域の立場）

職員プロジェクト（行政の立場）



平成21年度 協働の仕組みづくり検討委員会  
～  
（住民参加条例策定）

平成22年度 職員プロジェクト（庁内組織）



# 住民参加条例とは

## 「協働のまちづくり」

熊本県立大学総合管理学部 明石 照久 教授

## 「条例の法的性質」

熊本大学法学部 大脇 成昭 准教授



# 条例のタイプ

## 自治基本条例型

自治の理念や行政の基本的な原則を定める「自治基本条例」に住民参加を規定した条例

## 住民参加条例列記型

住民参加の通則的事項として住民参加制度だけに特化した条例

## 住民参加条例総合型

基本的な政策・制度を定める計画・条例などの策定に対して、行政手続きとして一定の住民参加手法を組み合わせるタイプの条例

## 住民参加条例個別型

「パブリックコメント条例」や「住民投票条例」などのように、住民参加手法を個別に制定するタイプの条例



# 条例策定の論点

## 参加の主体

誰が参加できるのか（住民、町民、誰でも）

## 参加の対象

何を参加の対象にするのか（基本計画、条例などの重要施策など）

## 参加の時期

どの段階で参加するのか（構想、企画、立案、決定の段階）

## 参加の手法

どのように参加するのか（アンケート、説明会、審議会、住民投票）

## 参加の権利と責務

まちづくりに参加する権利と責務

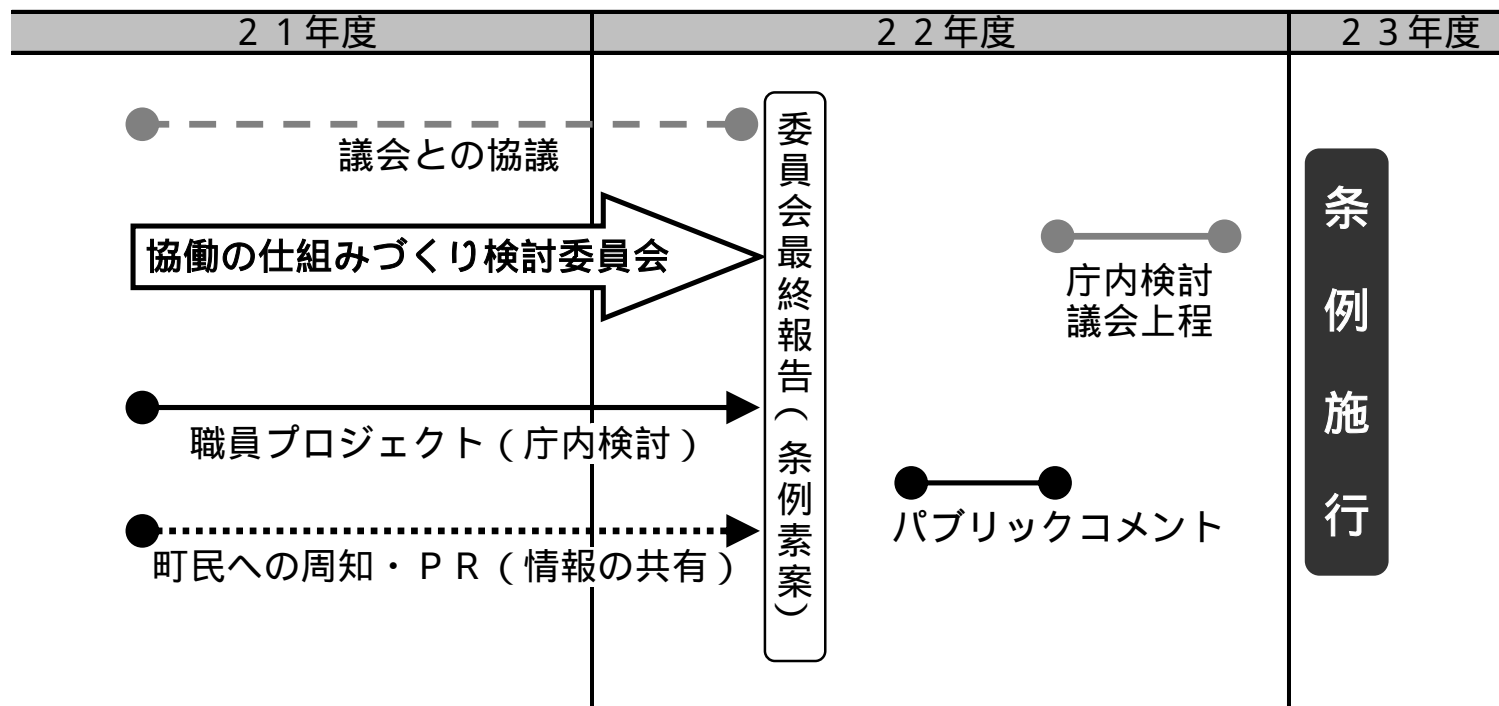
## 住民活動の支援

コミュニティ活動等への支援のあり方

など



# スケジュール





# 協働の仕組みづくり検討委員会設置要綱

## 菊陽町協働の仕組みづくり検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 菊陽町における協働のまちづくりを進めるための仕組みづくりに向けて、基本理念やそれに基づく町の施策のあり方などについて検討するため、菊陽町協働の仕組みづくり検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、協働の仕組みづくりについて、専門的、多角的な検討を行い、町長に対して提言を行うものとする。

2 提言に当たっては、菊陽町協働のまちづくり住民ワークショップ(以下「住民ワークショップ」という。)、菊陽町コミュニティ検討委員会(以下「コミュニティ検討委員会」という。)及び菊陽町協働の仕組みづくり職員プロジェクトチームの意見を踏まえるとともに、十分に連携をとりながら行うものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 検討委員会の委員は、次の各号に掲げる者から町長が委嘱する。

- |                   |                   |                   |
|-------------------|-------------------|-------------------|
| (1) 学識経験者         | (2) 各種団体から推薦を受けた者 | (3) 住民ワークショップ員    |
| (4) コミュニティ検討委員会委員 | (5) 公募に応じた者       | (6) その他町長が必要と認める者 |

3 前項第3号に掲げる住民ワークショップ員が会議に出席できないときは、当該住民ワークショップ員が指名する者が会議に代理出席することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から町長に対して提言が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、検討委員会を招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。